

2016年4月4日

真に「平和と安全」を希求する福祉国家を目指して

磯野博（日本医療総合研究所 協力研究員）

はじめに

3月29日、自衛隊法、PKO協力法、周辺事態法、船舶検査活動法、特定公共施設利用法、国家安全保障会議設置法、武力攻撃事態法、米軍行動関連措置法、海上輸送規制法、捕虜取扱い法の10の法律改正を一括した平和安全法制整備法と国際平和支援法（以下「平和・安全法」と略す）が施行された。

この「平和・安全法」が審議されていた昨年9月前後には、全国で国民的運動が繰り広げられたことは記憶に新しいところである。全国の障害者団体もこの運動に参画していた。「平和・安全法」が施行された現在も、障害者団体の終結拠点が、国会周辺で唯一多目的トイレがある国立国会図書館であったというエピソードとあわせて、この運動の意味は語り継がれている。

静岡県においても、昨年11月13日、「障害者の生活と権利を守る静岡県連絡協議会」が行った静岡県との交渉に際して、静岡県労働組合評議会 議長、林克氏は、「平和・安全法」は、障害者の人権保障、そして社会福祉・社会保障の進展を阻害するものであることを強調し、本交渉に結集した28名の関係者の深い共感を得た。

本稿は、われわれが希求する「平和と安全」は、「平和・安全法」では実現しないことを確認する一方、「平和・安全法」には多方面からの批判があるため、それらを今後の運動のあり方を議論する題材にすることを目的とするものである。

1 戦争国家と福祉国家

福祉国家とは、社会福祉・社会保障の充実を国是としている政府のことだが、いまだに「惰眠を貪る」とか「高福祉・高負担」といった批判を耳にすることがある。しかし、そもそも福祉国家とは、国民参画による成熟した民主主義の土壌のもと、勤勉な国民が、完全雇用政策と最低賃金政策によって雇用と所得が保証されることが土台になっている。そして、たとえば、デンマークであれば、平均45%程度の所得税と25%の消費税が、医療や年金、保育や教育などとして、国民に平等に再分配される格差のない好循環社会のことである。

ちなみに、日本では、租税などの再分配率（循環率）より、所得に占める租税や社会保険料などの比率である国民負担率が政策課題になっており、再分配率（循環率）は公表されていない。この国民負担率は40%程度である。これに医療であれば3割、介護であれば1割といった自己負担が加わっていることを考えると、デンマークの45%程度という租税率が突出して高いといえるかは疑問である。しかし、このような国民の負担の見返りのひとつである社会福祉・社会保障に対する満足度の高さはデンマークの方が突出していることはよく知られているところである。

最初に福祉国家に舵を切ったのはスウェーデンである。1928年に政権を取ったスウェーデン社会民主党は、「共同の家」構想という福祉国家路線を採った。あわせて武装中立国家として平和主義を採り、第2次世界大戦中も中立を貫いた。その後の政権交代においても、引きつづき福祉国家はスウェーデンの国是であり、一切の戦争に関与していない。

福祉国家という言葉が広く知られるようになったのは第2次世界大戦中である。時のローマ教皇、ピウス12世は、枢軸国であるドイツとイタリア、そして日本を戦争国家と呼び、戦争のない「平和と安全」を希求する政府を福祉国家と呼んだのである。この福祉国家路線は、1942年に示された「社会保険および関連サービス」、いわゆる「ベヴァリッジ報告書」を契機にして、第2次世界大戦末期に政権を取ったイギリス労働党により、「揺り籠から墓場まで」というキャッチフレーズとともに実現が図られたのであった。

同様に、イギリスの福祉国家を象徴する言葉として「大砲かバターか」というものがある。これは、福祉国家の実現という国民の念願に反して、第2次世界大戦後の冷戦構造に対応するため、軍備増強が図られたことを批判した言葉である。いうまでもなく、「大砲」は戦争

を意味し、「バター」は社会福祉・社会保障を意味する。

この言葉は、第2次世界大戦後の日本でも使われていた。日本は、1950年に首相の諮問機関である社会保障制度審議会が示した「社会保障制度に関する勧告」、いわゆる「1950年勧告」に基づき、救貧政策としての公的扶助と防貧政策としての社会保険を基盤とした福祉国家的な社会福祉・社会保障のあり方を構想していた。しかし、一方では、同年に勃発した朝鮮戦争に対応するため再軍備が図られ、まさに「大砲かバターか」が問われたのであった。

今や障害者政策の国際標準である障害者権利条約にも、戦争と障害者の人権保障に関して触れられている。同条約の前文(U)には、「国際連合憲章に定める目的及び原則の十分な尊重並びに人権に関する適用可能な文書の遵守に基づく平和で安全な状況が、特に武力紛争及び外国による占領の期間中における障害者の十分な保護に不可欠であることに留意し」とあり、障害者に対して「平和で安全な状況」を保障するためには、戦争は相容れないものであることを明記している。

2 「幸福追求権」と「平和・安全法」

これらは、憲法第9条に基づく平和主義が、社会福祉・社会保障の充実と表裏の関係にあり、「平和・安全法」とは相容れないものであることを示しているといえる。この点は、「平和・安全法」に反対する多くの運動の焦点と一致する。しかし、本稿が注目するのは、昨年9月10日、介護福祉研究・教育に携わる有志によって示された声明(別添)にあるように、「平和・安全法」と「幸福追求権」との関連である。

いうまでもなく「幸福追求権」は基本的人権のひとつであり、日本では憲法第13条によって保証されている。この「幸福追求権」が、昨年の「平和・安全法」の審議において、法の趣旨として連呼されていたことを覚えているだろうか。安倍晋三首相は、「国民の幸福の追求のためにこの法律が必要なのです！」と断じていたのである。この主張は、介護福祉に限らず、社会福祉・社会保障を研究し、教育に従事する者として容認することはできないものである。

たとえば、介護福祉士養成校において採用されることの多い『新・介護福祉士養成講座1「人間の理解」』(中央法規出版)の「第1章 人間の尊厳と自立 第2節 尊厳と自立をめぐる歴史と仕組み」には、以下のような記述が並んでいる。

「人間の尊厳と自立は、現代社会において急速に起こってきた思想ではありません。特に国家の基本法である、憲法の理念として人間の尊厳と歴史が掲げられたのは、人類の苦難の歴史のうえにあります」

「人々が貧困、飢餓、戦乱、専制政治等による生活の苦しみを乗り越えて、人権思想を鮮明に掲げたのは、まず人々の自由権であり、ついで人間らしい生活を保障する生存権でした」

「わが国では、第二次世界大戦後の1946(昭和21)年に制定された日本国憲法において、戦争の惨禍を踏まえて、平和と安全、そして幸せを希求した国民の総意に基づいた自由権、そして生存権思想に基づく人権の条項が掲げられました。人間の尊厳と自立は、このように人権思想の歴史的な流れのなかに位置づけられるのです」

「この世界人権宣言は、第二次世界大戦の悲惨な経験から生まれたものです。そこに平和を迎えた新たな時代の息吹を感じます。源流は生命への畏敬の念にあり、そして思想的には人類全体の幸福の追求を目的とするヒューマニズムにあります」

「このような人間の思想(ヒューマニズム)に基づいて、人権の条項が各国憲法において掲げられるようになりました」

この基本的人権に関する記述は、介護福祉に限らず、社会福祉・社会保障の思想的源流であり、関連した研究・教育において最も重視されるべきものである。

これらを要約すると以下の3点になると考える。

- ①人権思想は、人類の苦難の歴史のなかから、貧困、飢餓、戦乱、専制政治などの反面教師として構築されてきた。
- ②日本国憲法における人権思想は、戦争の惨禍を踏まえ、「平和と安全」を希求する「幸福追求権」、自由と平等を保障する「自由権」、そして、「健康で文化的な最低限度(標準的)な生活」を保障する「生存権」などによって成り立っている。

③このような人権思想は、世界人権宣言をとおして、国連加盟国の憲法などにおいて具現化されていった。

つまり、日本国憲法において「平和と安全」を希求する「幸福追求権」(第13条)は、戦争放棄と非武装を明記した「平和主義」(前文・第9条)が土台になり、自由と平等を保証する「自由権」(第14条)と、健康で文化的な最低限度(標準的な生活を保証する「生存権」(第25条)が柱として支えることによって成り立つものであるということである。

ここには、部分的であれ、他国の戦争に関与する「平和・安全法」が入り込む立錐の余地もないことは明らかであろう。

3 「幸福追求権」と「法化社会」

では、何故このような誤った「幸福追求権」のあり方が声高に叫ばれるのであろうか。実は、これは強ち独断先行ということではないのである。社会福祉・社会保障の分野においても、「人権保障における憲法第13条の独立した優位性」が主張されることがある。この背景にある考え方のひとつが「法化社会」というものである。

「法化社会」とは、「憲法第13条が保証する『幸福追求権』を根拠として、「国家による個人生活への過度の介入をもたらすような制度設計は、人格的利益の侵害の側面があり、基本的に望ましくない」という考え方である。この考え方は、昨今の新自由主義的な規制緩和と類似した面がある。経済的・社会的に被った個の不利益は、国家が介入するのではなく、個と個の間による問題解決が望ましいというのである。

歴史を遡ると、18世紀から起こった市民革命が理想にした「封建権力からの市民の解放」にも類似した側面があった。ここでいう市民とは、中産階級であり、独立自衛農民である。彼らは、一定の財を齎す手段を所有しており、自らの財を成すことによる利益・不利益に政府が介入することを嫌ったのであった。このような政府のあり方が資本主義を急速に発展させたことは周知のとおりである。

しかし、一方、社会の底辺に存在する未熟練な無産階級である労働者や小作人といった市民の存在を前提にしない市民社会には限界があり、そこで20世紀に入って登場したのが、資本主義を打破する社会主義革命と、資本主義を改良する福祉国家路線であった。

福祉国家は、1970年代以降の雇用の流動化などによって変質してきているが、北欧など、EU諸国を中心にしながら、現在も主要な政策課題のひとつである。前述のように、日本も、1950年代から1970年代頃までは、旺盛な労働運動や住民運動に後押しされ、福祉国家的な政策を促進しようとしてきた。

一方、「法化社会」のあり方から、アメリカを想起した人もいるだろう。アメリカにおける伝統的な自由や成功の思想は、訴訟社会や格差社会に象徴される。これは、政府主導の再分配による格差のない好循環を国是にしている福祉国家とは両極を成すものである。

われわれは、「平和・安全法」に対する功罪の議論をとおして、改めて経済・社会、そして政府のあり方そのものを問われているのではないだろうか。

おわりに

本稿では、「平和・安全法」の施行に際して、「真の平和・安全」のあり方と社会福祉・社会保障のあり方がどのように関連しているのかを概観してきた。具体的には、まず、憲法の前文と第9条との関連から、そもそも福祉国家路線が「平和主義」と不可分であることを明らかにした。つづいて、憲法第13条との関連から、「平和・安全法」における「幸福追求権」の位置づけが、社会福祉・社会保障における研究・教育のあり方とは相容れないものであることを明らかにした。一方、「幸福追求権」のあり方には両極の考え方があり、その位置づけにより、経済・社会、そして政府のあり方そのものが問われることを明らかにした。

とはいえ、これは「平和・安全法」をめぐる切り口の一端でしかない。今後、更なる国民的運動を展開し、発展させていくためにも、広範な意見を集約し、議論を深めていきたい。

本稿がその一助になれば幸いである。